様式ー3

令和8年度　　業務名　公立沖縄北部医療センター敷地造成磁気探査業務（R8）

履行箇所　名護市大北地内

履行期間　契約締結日の翌日～令和9年12月18日まで

特　記　仕　様　書

第1条（業務の目的）

本業務は、公立沖縄北部医療センター敷地造成工事に関連する磁気探査業務である。

特　記　仕　様　書　　［沖縄県北部医療組合］

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		2	共通仕様書の適用	1	本業務は、沖縄県土木建築部制定の「土木設計業務等共通仕様書」、「測量業務等共通仕様書」及び「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。 なお、共通仕様書は最新版を用いること。
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について	1	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。
		4	適用について	1	本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
		5	要領について	1	本業務は、共通仕様書のほかに「磁気探査実施要領」に基づき実施すること。なお同要領は最新版を用いること。

特　記　仕　様　書　　[沖縄県北部医療組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		6	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて	1	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
		7	管理技術者の資格要件について	1	管理技術者は次のいずれかに当てはまるものとする。 ①技術士【総合技術監理部門（建設又は応用理学）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ② 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ③ 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門又は応用理学部門）に4年以上従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ④ 港湾海洋調査士【危険物探査部門】の資格を有する技術者 ⑤ RCCM【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ⑥ 一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格を有する技術者
		8	管理技術者の雇用について	1	管理技術者は、本業務の受注者と3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 なお、「3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、入札参加資格申請書提出時において、3ヵ月以上前から雇用関係があることをいう。
				2	「直接的な雇用関係」を証明する資料（市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し）を、着手届と共に提示しなければならない。
				3	管理技術者は、使用する機器の特性等を把握し、適切な探査及び解析業務の成果を納められる者であること。

特　記　仕　様　書　　[沖縄県北部医療組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		9	成果品の提出について	1	本業務は、電子納品対象業務とする。 電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。
				2	業務成果品は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。
				3	成果品は、電子媒体(CD-R)で(正)1部を上記「確認証」も併せて調査職員へ提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 ①電子納品(CD-R)　　1式 ②紙媒体による報告書　　1部
		10	情報共有システムの使用	1	本業務は、受注者の希望による情報共有システムを使用することができる。 情報共有システムとは、業務や工事の履行期間中において、受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。
		11	情報共有システム利用料の支払い	1	情報共有システムの利用料の支払いは受注者にて行うこと。
		12	配置技術者の確認について	1	受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものする。 なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
				2	業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。 ①業務打合せ(電話等打合せを含む)において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者 ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者

特　記　仕　様　書　　[沖縄県北部医療組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
				3	業務実績情報システム(テクリス)に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
				4	発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。
		13	保険加入	1	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入している旨(以下の例を参照)を業務計画書に明示すること。 ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 (業務計画書記載例) 保険加入の義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を保険者とする保険に加入しています。
		14	不発弾発見時の対応について	1	受注者は、本業務において不発弾が発見された場合は、直ちに調査職員へ報告しなければならない。また、その対応は、「工事の実施の際に不発弾等が発見された場合の対応について(H22.8.20　土企第1116号)」に基づくものとする。
		15	不発弾等発見時の処理について	1	本業務において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、調査職員をとおして関係市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室危機管理課及び土木建築部技術・建設業課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。 上記については、下請業者へも周知すること。

特　記　仕　様　書　　[沖縄県北部医療組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		16	探査作業中の責任	1	受注者は、探査中及び磁気異常点の掘削・確認等の不発弾による事故については、契約書第28条(一般的損害)、契約書第29条(第三者に及ぼした損害)の規定する受注者の責に帰すべき損害として、賠償を行わなければならない。 また、契約書第34条（引渡し前における成果物の使用）の規定により使用した成果物(生産物)に起因する事故等についても同様な扱いとする。
		17	探査後の責任	1	本業務の成果物(生産物)については、十分なる精査、考察を行うものである。 受注者は本業務の成果物(生産物)に起因する事故等については、契約書第45条(契約不適合責任)の契約不適合責任として、賠償を行わなければならない。 対象期間：本業務着手後から対象範囲作業完了まで 対象範囲：探査範囲（探査面及びその対象深度）
		18	引渡し前成果物の一部使用の条件明示とその手続	1	探査･解析が完了した以下の範囲については、成果物の一部使用を行うものとする。 件明示とその手続　探査･解析完了次第、契約書第34条に第1項の規程による「成果物の一部使用承諾書」を通知すること。 [一部使用を行う範囲] 数量総括表の範囲（図面参照）
		19	引渡し前成果物の一部使用に関する瑕疵	1	受注者は、契約書第34条(引渡し前における成果物の使用)の規定により使用した成果物(生産物)に起因する事故等については、契約書第45条(契約不適合確認)の規定を準用する場合がある。
		20	ウィークリースタンスの取組みについて	1	業務環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3．取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認について調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。

特　記　仕　様　書　　[沖縄県北部医療組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html
		21	再委託の禁止について	1	契約書第7条（一括再委託等の禁止）第1項に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。 ① 磁気探査実施要領における磁気探査及び解析業務
		22	支払い条件	1	債務負担行為における本委託契約書の条件は下記のとおり 債務負担行為に係る契約の特約関係 令和8年度　:30% 令和9年度　:70%
		23	その他	1	その他、発注者から工事の監督に必要な資料の作成に関して指示があった場合は資料を作成し、提出すること。

現 場 説 明 に お け る 条 件 明 示

特 記 事 項		内　　容
1. 関係機関との調整	1	本業務の実施に必要な関係官公庁への諸手続きは受注者において迅速に行うこと。
2. 工程関係について	1	本業務は公立沖縄北部医療センター敷地造成工事（2期工事）に関連する磁気探査である。施工業者と密に連絡を行い作業を行うこと。
	2	現場作業に入る際は、前週の金曜日までに作業予定表を提出すること。
	3	月末に業務の進捗状況が確認できるように履行報告書を提出すること。
3. 探査時の掘り下げ作業について	1	水平探査後の掘り下げ作業は公立沖縄北部医療センター敷地造成工事（2期工事）の中で行う想定である。 今後選定される造成工事受注者と工程等の調整を行い、連携して業務を実施すること。
4. 安全対策関係について	1	本業務において、不発弾等が発見された場合は、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、調査職員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室危機管理課及び土木建築部技術・建設業課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。 上記については、工事の関連者、下請業者へも周知すること。
5. 確認探査について	1	水平・径層探査の結果、異常点の確認探査が必要な場合は、調査職員に報告し、今後の対応について協議すること。なお、確認探査の掘り下げは上記3. と同工事にて行う想定である。
6. 成果物の一部使用について	1	工事の進捗を図るため、探査・解析が完了した範囲については、成果物の一部を発注者へ提供し、不発弾の有無についても報告すること。
7. 実施数量等の変更について	1	調整や現場状況により探査数量を変更する必要が生じた場合は、協議対象とする。なお、その際は、適宜、より経済的な方法を検討すること。
	2	協議事項については、書面をもって行い、打合せ簿の提出はその都度適切に行うこと。
8. その他	1	本業務は、下記の基準を適用している。
	2	・沖縄県磁気探査積算基準（令和8年7月版） ・沖縄県磁気探査実施要領（令和2年1月版） ・設計業務委託等技術者単価（令和8年度）

沖縄県北部医療組合